

街なみ環境整備方針説明書

都道府県名		奈良県	市町村名		奈良市	区域名		奈良町及び奈良公園地区
地域 現況	区域の概況		<p>奈良町は、平城京の外京として成立以来、近世初期に現在の街区が形成されてから大きく変化せずに受け継がれてきた街区構成そのものが、奈良町の町並み環境を特徴づけている。平城京外京の条坊の痕跡を残す東西・南北に等間隔に並ぶ碁盤目状の街路に区切られた一辺約130mの街区は、町並みを構成する基本単位であり、その街区構成にあわせ、戦前に建てられた町家、社寺等の伝統的な様相を保つ建築物が多く残存している。町家等の建物が通りに面し建ち並び、通りから一步入った街区の中に社寺があるような町並みを形成している。このような伝統的建造物を維持するため、平成6年に「奈良町都市景観形成地区」(49.3ha)を指定した。</p> <p>「奈良町都市景観形成地区」(地区A)については、重点的に町並みを守ることを目的とする地区とし、「奈良町及び奈良公園地区」(地区B)の歴史的建造物を中心に保存する地区と一体的に街並み環境を整備する。</p>					
	道路の現況		<p>道路は、4m未満が多くあるが、近世初期(江戸時代中期)以降に形成された歴史的な価値のある街区が残っているためである。平成6年に「奈良町都市景観形成地区」の中央に都市計画道路杉ヶ町高畑線が開通した。</p>					
	公園等の現況		<p>区域内には、奈良公園等がある。</p>					
	地区住民のまちづくり活動の概要		<p>住民主体のまちづくり団体が10程度あり、わらべうたフェスタ、なら燈花会と連動して通りのライトアップ、町家に関する公開講座、パネル展などのイベントや「町家を活かす住まい相談室」を開設して町家に関するアドバイスや、奈良きたまちや京終駅周辺地域において地域の歴史資源を学ぶイベントを行うなど、歴史的景観と町衆文化の保存・継承を図る様々な活動を展開している。</p>					
区域の整備に関する基本方針	整備の目標		<p>古都としての風格ある文化財や歴史的な建造物を育み、それらを活かし、支えてきた人々の生活・文化を守るとともに、国際文化観光都市である奈良の持続的発展のため歴史的な景観の保全を図る。</p>					
	整備の時期		<p>平成23年度～令和12年度</p>					
	地区施設等の整備に関する基本方針	生活環境施設	<p>地元集会施設 「イベント展示スペース、ボランティア活動の場」 「町家再生塾(町家の建築技術の伝承、情報発信)」</p>					
		歴史的風致形成建造物整備	<p>京終駅舎・旧細田家住宅の修理を行い、地域に根ざした活用を図る。</p>					
その他		<p>歴史的景観に配慮した形態の案内板を適切な位置に設置する。 案内板：区域図、奈良町の歴史や地区指定の説明を記載 道路に面する公共施設の敷地に伝統的な意匠の塀・門等を設け、街なみの連続性を保つように整備し良好な街なみを形成する。</p>						

住宅等の整備助成事業に
関する基本方針

修景施設・歴史的風致形成建造物

平成2年制定の「なら・まほろば景観まちづくり条例」及び「奈良市歴史的風致維持向上計画」に基づき、以下の事業で街なみ整備助成を実施する。

1、修理事業（地区B）

奈良町及び奈良公園地区重点区域に所在する歴史的風致形成建造物について、その保存を図るため、維持又は復原のための修理を行う。

2、修景事業（地区A）

建築物などの新築、改築、増築については、修景基準（別表）に基づき、意匠などを歴史的な景観にふさわしい、質の高いものに誘導する

これらにより、奈良町の伝統的様式となるよう外観の整備を進め、町並み環境を保全し、古都奈良の歴史を感じるまちづくりを行う。

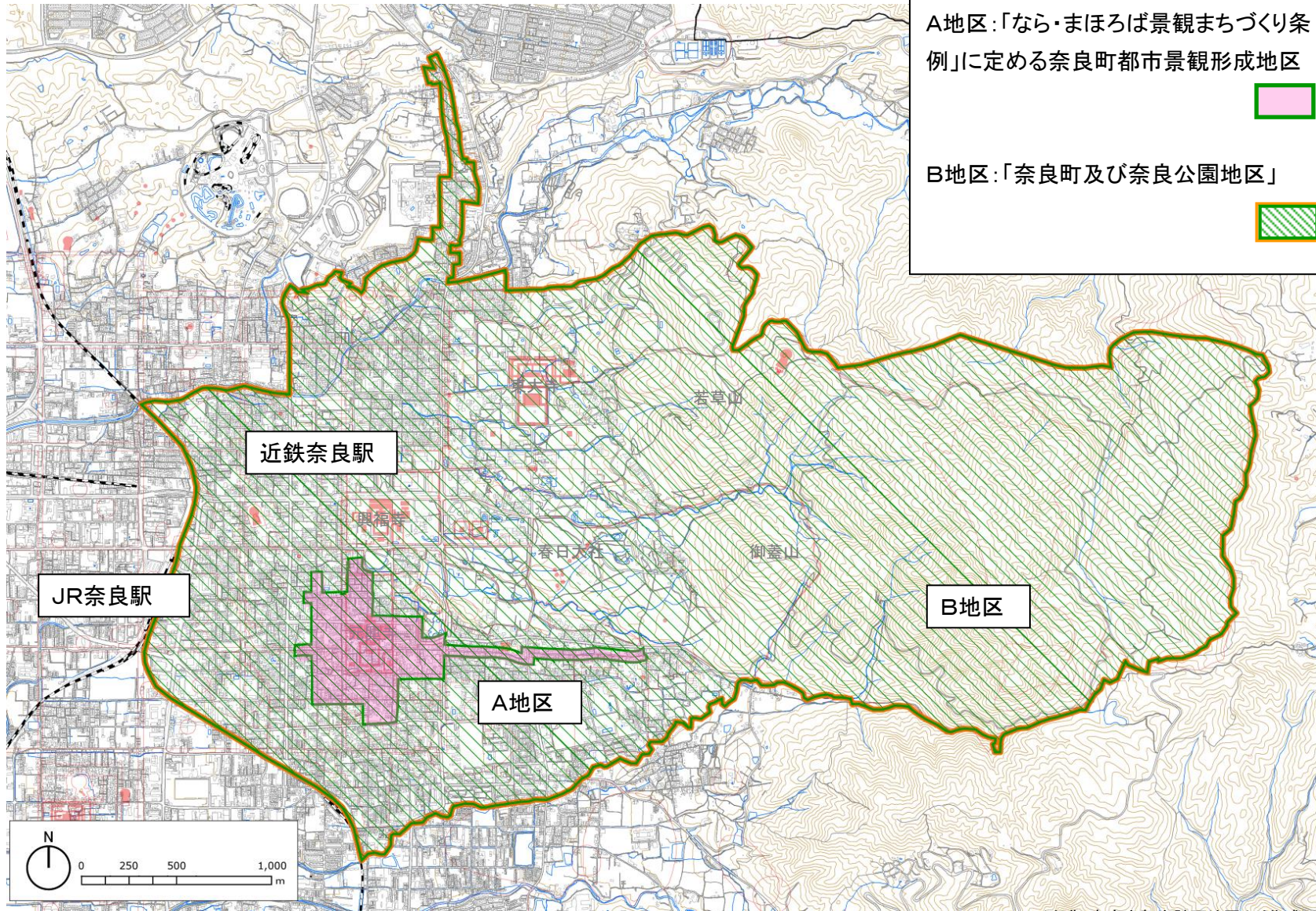
(別表)

項 目		修 景 基 準	
建 造 物	位 置	位 置	現在の町並みの壁面線をそろえる。やむを得ず後退させる場合は、伝統的な塀等を設置して、町並みの連続性を維持する。
		敷 地	原則として、現在の町並みを形成している歴史的な敷地の形状を維持する。
	構 造	構 造	原則として木造とする。やむを得ずその他の工法とする場合は規模・形態を周囲の伝統的な景観に調和したものとする。
		高 さ	建築物の高さは前面道路境界線より奥行10mまでは8m以下、10m以遠においては高さ15m以下とする。各階高や軒の高さは、建築物全体のプロポーションや周囲の景観との調和、町並みの連続性に配慮する。
		幅	前面道路に面する建造物は、概ね敷地の間口いっぱいにて建てるものとし、前面道路に面した空地は設けないものとする。
	外 観 の 意 匠	屋根・庇	原則として、切妻造平入り日本瓦葺（棧瓦・本瓦）とし、大屋根の勾配は4～5寸勾配を標準とする。1階部分には周囲の伝統的建造物と調和するよう通庇を設ける。
		外 壁	原則として、漆喰塗壁、腰板張りとし、側面は周囲の伝統的建造物と調和させる。
		玄関・窓等	原則として、出入り口は周囲の伝統的建造物にならった板戸、格子戸等とする。その他の開口部には木製あるいはアルミ戸（木目調・黒・茶色等）を設け、周囲の伝統的建造物と調和させる。
		色 彩	伝統的な景観に調和したものとする。
		建築設備	道路から直接見えない位置に設ける、又は機器を外壁の色彩と合わせる、もしくは木製格子等で覆うなどして、周囲の伝統的な景観に調和したものとする。
	その他	建築物の外部に照明器具等を設ける場合は、周囲の伝統的な景観に調和する形態・意匠とする。	
	塀	土塀・真壁塀等伝統的な形式のもの、又はそれらにならった意匠のものとする。	
	門	棟門・薬医門等伝統的な形式のもの、又はそれらにならった意匠のものとする。	
	駐 車 場 (営 業 用)	道路に面した駐車場は、原則として設置しない。やむを得ず設ける場合は、塀・門等で周囲の伝統的な景観に調和したものとする。なお、塀・門は他の基準を満たすものとする。	

※建造物の修景を計画・設計するにあたっては、『奈良町一伝統的な建築様式参考図集一』（奈良市教育委員会1989）を参考にすること。

【位置図・区域図】

地区名	奈良町及び奈良公園地区
-----	-------------



(出典: 奈良市都市計画地図より作成)

【整備方針図】

